

# 「高知河川国道事務所及び土佐国道事務所管内工事における

## 暴力団等反社会的勢力からの不当要求行為等対策連絡会」会則

### (名称)

第1条 この会は、「高知河川国道事務所及び土佐国道事務所管内工事における暴力団等反社会的勢力からの不当要求行為等対策連絡会」（以下「連絡会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 連絡会は、高知河川国道事務所及び土佐国道事務所管内工事（以下「管内工事」という。）において、関係する行政機関及び工事関係者等の緊密な連携により、暴力団等の反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）からの不当要求等を組織的に対処、排除し、もって事業の円滑かつ適正な執行と関係者の安全を確保することを目的とする。

### (活動)

第3条 連絡会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 管内工事に対する不当要求に係る情報収集
- (2) 暴力団等による不当要求の排除のために必要な知識、技能の習得
- (3) 暴力団等の関与する事業者の下請参入の排除
- (4) 暴力団等の排除に関する広報、啓発活動
- (5) 暴力団等による不当要求事案の報告体制の確立及び関係機関との情報共有
- (6) その他、連絡会の目的を達成するために必要な事項

### (会員)

第4条 連絡会の会員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 管内工事に携わる事業者（以下「関係事業者」という。）
- (2) 四国地方整備局高知河川国道事務所
- (3) 四国地方整備局土佐国道事務所

2 関係事業者は、管内工事に関する契約の締結時に会社役員等名簿を添えて入会等に同意する書面を事務局に提

出し、入会するものとする。

- 3 連絡会の会員たる関係事業者は、契約に基づく工事完了又は契約解除等による契約の終了時点をもって連絡会を退会する。

#### (会員の責務)

第5条 会員は、第2条の目的を踏まえ、本会則にのっとり、連絡会の活動に取り組む責務を有する。

- 2 会員は、該当工事の施工体制に新たな下請契約が追加となる場合には、当該下請事業者に対し、本連絡会会則及び入会方法等を紹介し、入会勧奨に努めるものとする。
- 3 会員は、暴力団等の関与が疑われるときは、直ちに事務局へ報告するとともに警察に照会を行うものとする。
- 4 会員は、暴力団等の関与を知ったとき又は不当要求を受けたときは、直ちに事務局へ報告するとともに警察に通報を行うものとする。

#### (役員等と任期)

第6条 連絡会に役員等として、会長、副会長及び顧問を置く。

- 2 会長は、関係事業者の合意により選出する。
- 3 副会長は、四国地方整備局高知河川国道事務所長及び四国地方整備局土佐国道事務所長の職にある者とする。
- 4 顧問は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 5 役員任期は次回通常総会までとし、再任を妨げない。
- 6 欠員により補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

#### (役員等の職務)

第7条 役員等の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、連絡会を代表して会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 顧問は、連絡会の諮問に応じて意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

#### (会議)

第8条 会議は、総会とし、会長が議事を主催する。

- 2 会議は、会長が招集する。
- 3 通常総会は、毎年1回開催し、臨時総会は、必要に応じて開くことができる。
- 4 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決する。

(分科会)

第9条 連絡会は、所掌事項を円滑に処理するため、各工事別に分科会を置くものとする。

- 2 分科会会長は、請負業者をもって充てる。
- 3 分科会は、第2条の目的を達成するため、各工事別に第3条に規定する所掌事項を行う。
- 4 分科会は、分科会会長が必要に応じて招集し、議事を主催する。

(会員以外の出席)

第10条 連絡会及び分科会は、必要があると認めるときは、会議に会員以外の者の出席を求め、その意見及び説明を聞くことができる。

(事務局)

第11条 連絡会の事務局を、四国地方整備局高知河川国道事務所総務課及び四国地方整備局土佐国道事務所総務課に置き、事務局長に各総務課長をもって充てる。

- 2 事務局員として、各総務課員をもって充てる。

(情報管理)

第12条 連絡会の会員は、連絡会の活動により知り得た内容について、外部に漏らしたり、他の目的に利用してはならない。

- 2 会員は連絡会の活動により知り得た内容について、情報管理を徹底する。
- 3 前二項規定は、連絡会を退会した後においても適用する。

(その他)

第13条 連絡会の運営に関し必要な事項で、本会則に定めのない事項、又は疑義のある事項については、連絡会において審議し、決定する。

## 附則

本会則は、令和6年1月22日から適用する。

【様式】入会に同意する書面

高知河川国道事務所及び土佐国道事務所管内工事における暴力団等反社会的勢力からの  
不当要求行為等対策連絡会入会申込書兼誓約書

令和 年 月 日

高知河川国道事務所及び土佐国道事務所管内工事における  
暴力団等反社会的勢力からの不当要求行為等対策連絡会 会長 殿

( 元請 ・ ○次下請 )

所在地

名 称

代表者

連絡先

e-mail

工事名：

私又は当社は、「高知河川国道事務所及び土佐国道事務所管内工事における暴力団等反社会的勢力からの不当要求行為等対策連絡会」の事業目的に賛同し、本連絡会への入会を会社役員等名簿を添えて申し込みます。なお、本連絡会への入会に当たっては、下記に掲げる全ての事項に該当することを表明・確約するとともに、当該事項のいずれかに反することとなったときは、退会等いかなる処分を受けても異議のないことを誓約します。

記

- 1 私又は当社及び当社の役員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与する企業等をいう。）、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は政治活動標ぼうゴロ又はえせ右翼団体等、その他これらに準ずる者ではありません。
- 2 私又は当社の役員等は、暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）ではありません。
- 3 私又は当社は、その事業に関し、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者を不当に利用する行為又はそれらに利益若しくは便宜を供与するなど暴力団の活動に協力し、若しくは暴力団の運営に資する行為は行っていません。
- 4 私又は当社及び当社の役員等は、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していません。
- 5 将来においても、1から4に掲げる事項に該当することはありません。
- 6 暴力団との関係等を調査するため、本書及び会社役員等名簿が関係機関に提出されることに同意します。
- 7 私又は当社は、私又は当社の事業に関し、暴力団又は暴力団関係者から不当な要求等を受けたときは、遅滞なく、本連絡会に報告するとともに、警察に通報します。

【様式】 会社役員等名簿

# 会社役員等名簿

令和 年 月 日

高知河川国道事務所及び土佐国道事務所管内工事における  
暴力団等反社会的勢力からの不当要求行為等対策連絡会 会長 殿

( 元請 ・ ○次下請 )

(申請者) 住 所

法人の名称

代表者役職・氏名

工事名

※ふりがな、生年月日等記載漏れがないようにしてください。

No.	役職等	ふりがな	(和暦) 生年月日
		氏 名	
1	申請者代表者		M・T S・H
2			M・T S・H
3			M・T S・H
4			M・T S・H
5			M・T S・H
6			M・T S・H
			M・T S・H

(注) この用紙に記入しきれない場合は、用紙を複写して記入してください。  
なお、複写した用紙は、2枚目以降については、No.1欄は記入しないでください。  
また、この様式を複数枚提出する場合であっても、申請者欄への記名は、すべての用紙について行ってください。

## 【別表】

## 顧問

組織	所属等	役職
高知県警察本部	組織犯罪対策課	課長
高知県警察	高知警察署	署長
高知県警察	高知南警察署	署長
高知県警察	高知東警察署	署長
高知県警察	室戸警察署	署長
高知県警察	安芸警察署	署長
高知県警察	南国警察署	署長
高知県警察	土佐警察署	署長
高知県警察	佐川警察署	署長
高知県警察	須崎警察署	署長
(公財)暴力追放高知県民センター		専務理事
高知弁護士会	民事介入暴力対策委員会	委員長
高知地区暴力追放運動推進協議会		会長
高知南地区暴力追放運動推進協議会		会長
高知東警察署管内暴力排除運動推進協議会		会長
室戸警察署管内暴力追放運動推進協議会		会長
安芸地区職域暴追防犯進協議会		会長
南国警察署管内暴力排除協力会		会長

【別表】

顧問

組織	所属等	役職
いの・日高地区暴力追放協議会		会長
土佐地区暴力追放協議会		会長
佐川地区暴力追放推進協議会		会長
高陵地区暴力追放推進協議会		会長
(一社)高知県建設業協会		会長